

判決年月日	平成30年5月24日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成29年(ネ)10033号, 同10063号		
○ 名称を「引戸装置の改修方法及び改修引戸装置」とする発明について、原判決と異なる文言解釈を行い、これによれば控訴人の製造等する装置は発明の技術的範囲に属しないとして、原判決を取り消し、特許権者である被控訴人の控訴人に対する請求を棄却した事例			

(関連条文) 特許法 70 条

(関連する権利番号等) 特許第 4839108 号

判 決 要 旨

被控訴人は、発明の名称を「引戸装置の改修方法及び改修引戸装置」とする発明（本件発明）の特許（特許第 4839108 号）の特許権者であり、控訴人の製造、譲渡する改修引戸装置（被告各装置）は本件発明の技術的範囲に属するとして、控訴人に対し、被告各装置の製造、譲渡の差止め並びに出願中の補償金、不法行為に基づく損害賠償金及び遅延損害金の支払を請求した。争点は、構成要件の解釈及び被告各装置の充足性、本件特許権が特許無効審判により無効にされるべきものか否か、補償金請求権の存否及び額、損害発生の有無及び額である。

原判決は、被告各装置は本件発明の構成要件を充足し、かつ、本件特許権は無効にされるべきものではないとして、被控訴人の請求を一部認容した。なお、構成要件 E「前記背後壁の上端と改修用下枠の上端がほぼ同じ高さであり」につき、「背後壁の上端と改修用下枠の上端の高さの差が、改修用下枠が既設下枠に載置された状態で固定されたり、改修用下枠の下枠下地材は既設下枠の案内レール上に直接乗載されて固定されたりした場合の改修用下枠の上端と背後壁の上端の高さの差よりも相当程度小さいものであれば足り、室内側レールの高さ程度の差異がある場合も、「ほぼ同じ高さ」といえるとした。

本判決は、構成要件 E「前記背後壁の上端と改修用下枠の上端がほぼ同じ高さであり」につき、明細書の記載及び出願経過を参酌し、「同じ高さ」とは「取付け補助部材」で「改修用下枠」を支持することにより「背後壁の上端」と「改修用下枠の上端」とを、その間に高さの差が全くないという意味での「同じ高さ」とした場合を意味するものと理解するのが最も自然であり、「ほぼ同じ高さ」とは、寸法誤差、設計誤差等により両者が完全には「同じ高さ」とならない場合をも含意した表現と理解することが適当である、とした。その上で、被告各装置はいずれも構成要件 E を充足せず、本件発明の技術的範囲に含まれないとして、本件特許権の侵害は認められないと判断した。